

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月31日

羽生市長 河田晃明

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

新郷地区（大字上新郷・下新田・下新郷）

須影地区（大字下川崎・上川崎・須影・砂山・加羽ヶ崎・秀安・下羽生）

岩瀬地区（大字上岩瀬・中岩瀬・下岩瀬・小松・桑崎）

川俣地区（大字上川俣・稻子・本川俣・小須賀）

上川俣地区

稻子地区

本川俣地区

井泉地区（大字今泉・発戸・藤井上組・藤井下組・尾崎・北袋）

発戸・今泉・上村君地区

尾崎地区

手子林地区（大字上手子林・下手子林・中手子林・神戸・町屋・北荻島）

神戸東地区

手子林第三土地改良地区

三田ヶ谷地区（大字三田ヶ谷・弥勒・喜右エ門新田・与兵工新田・日野手新田）

三田ヶ谷一区地区

村君地区（大字上村君・下村君・堤・名・常木）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名 経営体数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	計
新郷地区	70	3	—	73
須影地区	62	2	—	64
岩瀬地区	34	3	1 ※	38
川俣地区	60	5	—	65
上川俣地区	22	1	—	23
稻子地区	9	1	—	10
本川俣地区	52	1	—	53
井泉地区	103	3	—	106
発戸・今泉・ 上村君地区	20	1	—	21
尾崎地区	22	—	—	22
手子林地区	91	3	—	94
神戸東地区	8	2	—	10
手子林第三 土地改良地区	59	—	—	59
三田ヶ谷地区	57	3	—	60
三田ヶ谷一区地区	2	1	—	3
村君地区	62	5	—	67

※認定農業者として岩瀬地区にほくさい農産を計上しているため、1としている。

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

新郷地区	担い手はいるが、十分ではない
須影地区	
岩瀬地区	
川俣地区	
上川俣地区	
稻子地区	担い手は十分確保されている
本川俣地区	担い手はいるが、十分ではない
井泉地区	

発戸・今泉・ 上村君地区	担い手は十分確保されている
尾崎地区	
手子林地区	担い手はいるが、十分ではない
神戸東地区	(畑) (水田) 担い手は十分確保されている
手子林第三 土地改良地区	担い手は十分確保されている
三田ヶ谷地区	
三田ヶ谷一区地区	担い手はいるが、十分ではない
村君地区	

5 農地中間管理機構の活用方針

新郷地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
須影地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
岩瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。

川俣地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
上川俣地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
稻子地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
本川俣地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
井泉地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
発戸・今泉・上村君地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。

尾崎地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
手子林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
神戸東地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
手子林第三 土地改良地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
三田ヶ谷地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
三田ヶ谷一区 地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。

村君地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。 ・ 担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとすると人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける。
------	--

6 地域農業の将来のあり方

新郷地区	<p>担い手農業者が多数存在しているが、年齢の高齢化により今後減少傾向にある。そこで、農地中間管理機構を通じた農地集積により大規模経営体へと促し、現時点での大規模農家については、法人化へ促すことで経営の安定と地域の信頼を確保することを目指す。そして、規模拡大を希望しない担い手については、生産性向上や高付加価値化を図ることにより、経営の安定を目指すこととする。</p> <p>また、今後も地域の話し合いを継続し農地集積等による低コスト化の可能性を探りながら、中心となる経営体の育成確保を目指すため新規就農者の発掘にも取り組み、地域農業の維持・発展を目指す。</p>
須影地区	<p>水稻と施設園芸（きゅうり・選果場）の複合的な経営が行われている。人・農地プランの推進により、地域の実情の把握に努め、農地所有適格法人、新規就農者等、地域農業を支える担い手を育成し確保に向けた取り組みを行う。また、農地中間管理機構を通じて、人農地プランに位置づけられた中心となる経営体への一層の農地集積を進めるため、国・県の補助事業を活用した、ほ場整備など生産基盤の整備を検討し、併せて、法人化に向けた地域の話し合いなどを継続し、地域農業の維持・発展を目指す。</p> <p>なお、地域内にショッピングセンターが立地しており観光交流人口の増加が見込まれることから、体験型農業の推進と高付加価値のある農産物の作付等も検討することとする。</p>

岩瀬地区	<p>担い手農業者が存在しているが、年齢の高齢化により今後減少傾向にあり、耕作放棄地の増加が課題となっている。そこで、農地中間管理機構を活用しながら大規模経営体へ誘導するものとする。</p> <p>また、大規模化を希望しない農家については、農産物の高付加価値化を図ることにより、経営の安定を目指すこととする。</p> <p>一方、梨等の園芸と水稻の複合的経営が盛んであったが後継者不足により継続が困難な状況にあるため、後継者の育成と新規就農者等を希望に応じて誘導することにより地域農業の維持、発展を目指す。</p>
川俣地区	<p>砂地のため水稻農業が中心であるが、担い手農家が他地区と比べても少ない。そのため、農地中間管理機構を活用しつつ土地改良事業実施箇所については地域の担い手農家・法人へ集約し大規模経営へと誘導し低コスト化を図り、未実施の箇所については、基盤整備が実施できるよう地域農業者と今後調整を図り大区画化を進めていくことにより、新規就農者の発掘を目指す。</p> <p>一方、水耕栽培経営をしている担い手法人については、更なる安定的な経営発展のため高付加価値化を目指すよう誘導し地域農業の維持発展を図ることとする。</p>
上川俣地区	<p>水稻中心であり担い手農家が他地区と比べても少ない。そのため、農地中間管理機構を活用しつつ地域の担い手農家へ集約し大規模経営へと誘導し低コスト化を図り今後、中心となる担い手や新規就農者の発掘を目指す。</p>
稻子地区	<p>既存の道路、水路の現状配置を極力活かし、畦畔除去等による区画の拡大、用排水路の改良など、農地中間管理機構を通じた簡易な基盤整備を実施したことにより、農業生産性の向上及び担い手・法人への農地集積を促進し、競争力のある農業の実現を目指す。</p> <p>また、生産振興としては、適地適作の推進と需給情報に基づく適正な生産を確保する観点から、水田をフルに有効活用する。</p>
本川俣地区	<p>既存の道路、水路の現状配置を極力活かし、畦畔除去等による区画の拡大、用水路の改良など、農地中間管理機構を通じた簡易な基盤整備を実施することにより、農業生産性の向</p>

	<p>上及び担い手への農地集積を促進し、競争力のある農業の実現を目指す。</p> <p>また、生産振興としては、適地適作の推進と需給情報に基づく適正な生産を確保する観点から、水田をフルに有効活用する。</p>
井泉地区	<p>水稻農業中心であるが、担い手農家が少ない。そのため、農地中間管理事業を活用した農地集積と基盤整備（埼玉型ほ場整備事業等）を実施し、地元担い手農家が耕作しやすく、また、新たな担い手が参入したくなるようなほ場整備を目指す。加えて、既存の担い手には花卉農家、施設園芸複合農家等、水稻以外の農業者も存在することから高付加価値化による更なる経営の発展を目指すこととする。</p> <p>また、後継者が育たない状況も考慮し民間企業も含む新規就農希望者を当地区に斡旋する等、発掘にも取り組み地域農業の維持、発展を目指すこととする。</p>
発戸・今泉・上村君地区	<p>既存の道路、水路の現状配置を極力活かし、畦畔除去等による区画の拡大、道路の拡幅、用排水路の改良など、従来の整備に比べ低コストな「埼玉型ほ場整備事業」を実施したことにより、農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進でき、競争力のある農業の実現を目指す。</p> <p>また、生産振興としては、適地適作の推進と需給情報に基づく適正な生産を確保する観点から、水田をフルに有効活用する。</p>
尾崎地区	<p>既存の道路、水路の現状配置を極力活かし、畦畔除去等による区画の拡大、道路の拡幅、用排水路の改良など、農地中間管理機構を通じた簡易な基盤整備を完了したことにより、農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、競争力のある農業の実現を目指す。</p> <p>また、生産振興としては、適地適作の推進と需給情報に基づく適正な生産を確保する観点から、水田をフルに有効活用する。</p>
手子林地区	<p>須影地区と並んで施設園芸等の複合的な経営が行われている。農地中間管理事業の活用により手子林第三土地改良区内と神戸東地区で農地を集積し担い手に繋げた。</p> <p>今後は、農地中間管理機構を活用しながらほ場整備が実施されている区域は、現状以上に中心となる経営体へ集約して大</p>

	<p>規模化を図り経営の安定を目指しつつ、補助事業を活用して売上高や雇用の増加を目指す。また、後継者の育成と新たな若手農家の発掘に取り組むこととし、未整備区域については、地域が一体となって農地を集約し法人等の新規農業参入を誘導する区域と、水稻から畑作へ転換して新たな作物を取り入れ高付加価値化を目指す区域とに分けて位置付けしていくこととする。</p>
神戸東地区	<p>神戸東（畑）地区は土地改良事業を行っていない区域であり、耕作しづらい状況のため担い手への集積もままならなかった。しかし、地域が将来の農地について危機感を持ち、話し合いを重ね、農地中間管理事業の活用により農地を集積した。中心となる経営体については各関係機関との調整により、有機野菜を生産する葉糧開発株式会社が参入することになった。</p> <p>今後は、葉糧開発㈱が安全かつ安心できる付加価値の高い有機野菜を生産しを行い、補助事業等も活用して売上高や雇用の増加を目指す。また有機農法の普及・伝承の一助の場として、有機農業を目指す新規就農者との協働・連携、農産物販売への協力支援等による地域農業の活性化に努める。</p> <p>神戸東（水田）は、土地改良事業により圃場整備が実施されており耕作しやすい状況であったが、中心となる経営体の耕作地は点々としており作業効率は悪かった。しかし、農地中間管理機構の活用により農地を集積し、作業効率の向上及び次世代につながる農地となつた。</p> <p>今後は、まだ農地中間管理機構を活用していない農地について集積を推進し、中心となる経営体へ集約して大規模化を図り経営の安定を目指す。</p>
手子林第三 土地改良地区	<p>手子林第三土地改良区地区は、一部の区画は整備されているが、その他の農地は未整備な状態であることや用排水路の老朽化が進み用水の適正配分や排水の流出に支障を来しているなど基盤整備の水準が低く、農地流動化の大きな阻害要因になっており、地元からの早急な整備要望も非常に強い地区であったため、平成18年度より経営体育成基盤整備事業による生産基盤の整備が行われ、平成28年度完了した。</p> <p>今後は、さらに中心となる経営体に農地を集積し、農業経営の合理化、生産性の向上、農業後継者の育成していく。</p>

三田ヶ谷地区	<p>米麦農業が中心的経営体の地区である。</p> <p>また、高齢化や後継者不足が問題となっているため、各地域毎に話し合いを通じて農地中間管理機構を活用した効率的な農地集積と基盤整備を行い、中心となる経営体・法人に集約していくとともに、団塊の世代の退職等により担い手が確保されれば中心となる経営体への位置付けを推進していく。</p> <p>さらに、キヤッセ羽生では、観光農園による農業体験を実施していることから、ブルーベリー等の畑作転換をする農家を発掘していくものとする。かつ、新規就農者も積極的受入れを行い地域農業の活性化を図るものとする。</p>
三田ヶ谷一区 地区	<p>米麦農業が中心的経営体の地区である。</p> <p>また、高齢化や後継者不足が問題となっているため、各地域毎に話し合いを通じて農地中間管理機構を活用した効率的な農地集積と基盤整備を行い、中心となる経営体・法人に集約していく。また、畠地化への取組みを実施し、麦の生産や高収益作物の転換を図るものとする。</p>
村君地区	<p>水稻を中心とした担い手や法人が事業展開しているが、高齢化により今後減少傾向にある。それに伴い地域で耕作放棄地が増加になっておりそこで、農地中間管理機構を活用し、農地を連坦化した上で畦畔を除去し、ほ場の大規模化することで農作業の効率化を図り、また、地域で一体となって集約した農地については、企業等の農業参入も含めた新規就農者を誘導していく。</p> <p>また、既存の道路、水路の現状配置を極力活かし、畦畔除去等による区画の拡大、道路の拡幅、用排水路の改良など、従来の整備に比べ低コストな「埼玉型ほ場整備事業」を実施することにより、農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、競争力のある農業の実現を目指す。併せて、今後も地域の話し合いを継続し農地集積等による低コスト化の可能性を探りながら、中心となる経営体の確保を図るため、新規就農者の発掘にも取り組み地域農業の維持・発展を目指す。</p>